

## 平成29年度～31年度における 景観重要建造物の指定優先度について

平成29年度から平成31年度においては、景観まちづくり刷新モデル地区の事業をより効果的に実施していくため、同事業で設定した周遊ルート周辺から景観重要建造物の指定を優先的に行っていく。

指定にあたっては、以下の点を考慮して指定を行うものとする。

### ① 趣のある建物

周遊ルート周辺の建造物の中でも、「趣のある建物」は滅失していく可能性が高いため、指定を優先的に行っていく。

### ② 緊急性の高い建造物

建造物の滅失の危険等、緊急性が高いと判断されるものについては、周遊ルート周辺を問わず、随時指定を行っていく。

なお、景観まちづくり刷新モデル地区の事業が終了した後は、中心市街地のみならず、市内全域において景観資源の掘り起こしを行い、指定を行っていく。